

EU における国際相続と著作権者の権利の移転(下)

——追及権に関するダリ事件 (Case C-518/08) ——

的 場 朝 子

目 次

- I はじめに
- II ダリ事件の概要
- III 著作権者の死後の権利の移転に関する法の抵触の解決
(以上、『京女法学』第8号)
(以下、本号)
- IV フランス憲法院における合憲性の判断
 - 1. フランス知的財産法典 L 123-7 条の合憲性
 - 2. フランス民法の遺留分規定との関係
- V EU 司法裁判所の先決判断後のパリ大審裁判所の判決
 - 1. EU 司法裁判所の示した解釈の確認
 - 2. ベルヌ条約 14 条の 3 の解釈
 - 3. 法性決定
 - 4. 相続の問題の準拠法
 - 5. 反致の成否について
 - 6. 公序判断
 - 7. 結論
- VI 「死亡による財産の相続の準拠法に関するハーグ条約」による場合
 - 1. ハーグ相続準拠法条約
 - 2. 著作権死後の追及権の帰属の問題に適用される法
- VII 「EU 相続規則」による場合

1. 相続の問題の準拠法の規律
2. ダリ事件の事実関係の下でのシミュレーション

VIII 日本法への示唆

IX 結語

IV フランス憲法院における合憲性の判断

1. フランス知的財産法典 L 123-7 条の合憲性

そもそも、ある種の美術の著作者に追及権を認める制度は、1920年にフランスで生まれた制度であるといわれる⁽¹⁾。しかし、当初、著作者死後の追及権の帰属は、必ずしも現行法におけるように法定相続人に限定されてはいなかった⁽²⁾。現行のフランス知的財産法典 L 123-7 条によると、たとえ被相続人たる著作者が法定相続人以外の者への追及権の利益付与を自らの死後の特定財産の帰趨として希望していたとしても、その願いは叶わないということになる。同条は、ある意味、法定相続人と受遺者との間に差異を設けているわけであるが、この区別は、フランス憲法上の「法の下での平等原則」に反する不当な差別にはあたらないのであろうか。

EU 司法裁判所はフランス知的財産法典 L 123-7 条が追及権指令に反しているとはいえないと判断したが、同規定については、フランス憲法との整合性についても議論がある。フランス知的財産法典 L 123-7 条の趣旨の理解に資すると考えられるので、2012年の憲法判断⁽³⁾ではあるが、以下、概略を

(1) ダリ事件法務官意見 (Opinion of Advocate General Sharpston) para. 1 参照。

(2) Frédéric Pollaud-Dulian, *Le Droit d'Auteur*, 2ème éd., Economica, 2014, p. 912 (こうした限定は、法律 1957 年 3 月 11 日 [la loi de 11 mars 1957] によって導入された〔以下、この法律を「1957 年法」と呼ぶ〕)。

(3) ダリ事件とは別の事案で知的財産法典 123-7 条の適用が問題となった事件に関するものである。フランス憲法院のインターネット上のサイト (<http://www.conseil-constitutionnel.fr>) から憲法院の判断 (Décision n°2012-276 QPC du 28 septembre 2012) 及び関連文書を入手可能である (2017 年 5 月 8 日最終アクセス)。

紹介したい。

2名の著作者から遺贈（le legs universel）を受けた財団（La foundation Hans Hartung et Anna Eva Bergman）は、それら2名の著作者の美術作品の販売に際しての追及権にかかる金銭の支払いがなされなかったことに對し、著作権管理団体 ADAGP（la société des Auteurs dans les arts graphiques et plastiques）を相手取って訴訟を提起した。著作権管理団体 ADAGP は、フランス知的財産法典 L 123-7 条の規定の解釈として、受遺者には追及権にかかる金銭の支払いを行うことはできないと主張したため、財団（La foundation Hans Hartung et Anna Eva Bergman〔以下、申立人財団と呼ぶ〕）側は、フランス知的財産法典 L 123-7 条に基づく処理が「法の下の平等」原則に違反しているとして合憲性の問題を提起し、この問題が憲法院に付託されることになった。

申立人財団側は、次のような指摘をしていた。すなわち、まず、追及権の行使として徴収された金銭の支払いについて、受遺者と法定相続人とを異なる形で取扱うことを正当化するような状況の差は受遺者と法定相続人との間にはない。そもそも、1920年に追及権の制度が創設された際には、立法者は、衡平の観点から、芸術家（les artistes）に遅ればせながらの報酬を保証することを意図していた。この観点からすれば、芸術家から遺贈を受けた者（受遺者）は法定相続人と同じように正当に追及権の承継の利益を受けることができる并要求することができるはずである。さらに、追及権の承継の制限を許容する一般利益に基づく根拠は存在しない。1957年法の立法に際しての議会資料の中に何も正当化するものが見られないことも、一般利益に基づく根拠の不存在を物語っている、と。

それに対し、フランス憲法院は、憲法判断の枠組みを確認した上で、フランス知的財産法典 L 123-7 条による受遺者と法定相続人との異なる取扱いは、両者の状況が異なることに起因するものであり、そうした異なる取扱いは追及権の規定の法目的と直接関係するのであるから、違憲性はないと結論づけ

た。

公表されている解説 (commentaire) と合わせて憲法院の判断を読むと、判断の理由は次のようなものである。

すなわち、フランス知的財産法典 L 123-7 条は法定相続人と受遺者とを異なって取り扱っているが、そこでは立法者は追及権による芸術家保護をその「家族」(法定相続人らと同視される)に延長することを意図したのであって、こうした法定相続人優遇は、遺留分の制度と同様のものである。フランス法上、法定相続人と受遺者とは、区別されるだけでなく、しばしば対抗関係にある。一定の法定相続人に認められる遺留分に関する規定は、受遺者に対抗する形で適用され得るのであり、追及権に関する規定だけが特別に受遺者を不利に扱っているわけではない。そして、「家族」の扶養の確保という目的は、フランス知的財産法典 L 123-7 条においては、著作者の存命中における追及権の譲渡禁止と同様の発想で、著作者の死後も譲渡できない(受遺者は追及権の利益を得られない)という形で達成されるべきものとされていると解される。こうした法目的と直接関係する異なる取扱いは、法の下での平等原則にもその他の憲法上の定めにも違反しているとは認められない。

2. フランス民法の遺留分規定との関係

フランス知的財産法典 L 123-7 条の合憲性の検討においてフランス民法上の遺留分の規定との類似性が示唆され得ることは、後述の国際私法上の議論との関係でも、大変興味深い。

第一に、国際私法上、遺留分の認否、遺留分権利者や遺留分の範囲等が相続の問題として相続準拠法の適用を受けることは比較的争いがないと考えられる⁽⁴⁾。フランス知的財産法典 L 123-7 条の定めるような著作者死後の追及権の承継者から受遺者を除外する定めが、法定相続人の有する遺留分の制度の定め類似するのであれば、追及権者の承継人から受遺者が排除されるか

(4) EU 相続規則 23 条 2 項 (h) でも、相続準拠法の適用範囲内の事項として定めている。

否かという事項も、遺留分に関する事項と同様に相続準拠法によって規律されるべき問題だという結論⁽⁵⁾を導き易くなるろう。

第二に、フランス知的財産法典L 123-7条とフランス民法の遺留分規定とは、各々、フランス国際公序の内容となるかどうかが問われるという点でも共通性を有しているように思われる。

すなわち、相続準拠法が遺留分を全く認めない外国法であるような場合にフランスの国際公序に反するものとしてその外国法の適用を排除すべきかどうかという問題は、EU相続規則の導入にあたって改めて盛んに議論されている⁽⁶⁾。フランス破産院は、これまでのところ、相続準拠法たる外国法が遺留分を認めていない場合であっても、それを理由として国際公序に反すると判断したことはないと紹介される⁽⁷⁾が、学説については、「ほとんどの見解は、相続規則（又は相続規則提案）の下では、外国法による遺留分の侵害がフランスの国際的公序に反する場合がありますことを認めており、実際の議論における対立点は、遺留分の保護の程度あるいは国際公序の介入の強さに関するものである——あるいはそこに向けてシフトしてきている——ように思われる」⁽⁸⁾と指摘されている。

他方、ダリ事件のパリ大審裁判所判決においても、相続準拠法がフランス知的財産法典L 123-7条の定めを無にするような内容の外国法であるときに国際公序違反を理由として当該外国法の適用が排除されるべきかどうかを検討される（そして、公序に反するとはいえない、と判断する）。その公序についての判断を含め、パリ大審裁判所のダリ事件判決の詳細を次の章で見よう。

(5) 後述のパリ大審裁判所判決は、実際、著作権死後の追及権の帰属という事項は「相続」の問題として性質決定すべきであると判断した。

(6) その状況の紹介として、金子洋一「フランス国際私法における遺留分の保護と公序について——EU相続規則の採択による影響を中心に」人文社会科学研究 28号 137頁（2014年）を参照。

(7) *Ibid.*, p. 140.

(8) *Ibid.*

V EU 司法裁判所の先決判断後のパリ大審裁判所の判決⁽⁹⁾

1. EU 司法裁判所の示した解釈の確認

付託された問題に対する EU 司法裁判所先決判断⁽¹⁰⁾の解釈として、パリ大審裁判所は2つの点を確認する。第一に、フランス知的財産法 L 123-7 条は追及権指令と矛盾しているとはいえないこと、第二に、著作者死後の追及権の帰属については、各 EU 構成国の「法の抵触の解決のためのあらゆる関連ルール」に鑑みて決せられるべきこと、である。

2. ベルヌ条約 14 条の 3 の解釈

そして、EU 司法裁判所の解釈に従って、フランスにおける「法の抵触の解決のためのあらゆる関連ルール」を検討するにあたり、パリ大審裁判所は、まず、ベルヌ条約 14 条の 3 に触れる。ベルヌ条約 14 条の 3 第 1 項は、前述のように「美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作者（その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体）は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売上の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。」（強調は筆者による）という定めを置いているが、この条文中の特に「国内法令」という文言については、3通りの解釈が存在する。すなわち、①ベルヌ条約 14 条の 3 第 1 項は抵触規則であり、「著作者の本国法」を指定しているとする考え方（第 1 説）、②ベルヌ条約 14 条の 3 第 1 項は抵触規則であり、「保護が求められる国の法」を指定しているとする考え方（第 2 説）、③ベルヌ条約 14 条の 3 第 1 項は抵触規則ではなく、単に、誰が著作者死後の追及権の享有者になるかの問題を「ベルヌ条約自体は規律しない」ことを述べているにすぎないと

(9) Tribunal de grande instance de paris, 3ème chambre, N° RG :10/11342, Jugement rendu le 8 juillet 2011, p. 9 ; Ashley Cukier, "Dali Gives Greater Clarity to the Resale Directive," [2013] *EIPR* 658, esp., pp. 663 et s.

(10) 的場朝子「本稿（上）」京女法学 8号 67 頁、特に 72 頁以下。

いう考え方（したがって、誰が著作権死後の追及権の享有者になるかの問題の準拠法は、各国がその国際私法を適用して決することになる）（第3説）、である⁽¹¹⁾。

このうち、パリ大審裁判所は、本件において、第3説の解釈を採用し、フランス国際私法を適用することによって準拠法を決定しようとしたと理解されている⁽¹²⁾。

3. 法性決定

パリ大審裁判所は、ベルヌ条約14条の3第1項の規定に触れた上で、結局、著作権死後の追及権の帰属はフランス国際私法を適用して決められるべき問題であると述べる。フランス国際私法を適用する場合、最初に検討する必要があるのは法律関係の性質決定（法性決定）である。著作権死後の追及権の帰属の問題は、「相続の問題」なのか「著作権の問題」なのか。

この性質決定に関しては、前述⁽¹³⁾のように議論がありうるが、パリ大審裁判所は、結論として、「相続」の問題であると性質決定を行う。ここで興味深いのは、なぜ相続の問題と性質づけられたのかという根拠・背景である。

この点につき、原告側は、相続の問題であるということを以下の3つの理由を挙げて主張していたという。すなわち、第一に、追及権指令において著作権死後の追及権の帰属の規定が置かれなかった理由としてEU司法裁判所の先決判断も指摘していたように、著作権死後の追及権の帰属の問題は、まさに「相続の問題」である。そして、相続の問題はEU法ではなく各国法の規律に任されるべきであるとして、追及権指令においては著作権死後の追及権の帰属については規定が置かれなかったのである⁽¹⁴⁾。著作権死後の追

(11) Tristan Azzi, « La loi applicable à la dévolution successorale du droit de suite (à propos de l'affaire Dalí », *Propriétés intellectuelles*, juillet 2012, N° 44, pp. 288-294, esp., p. 290.

(12) *Ibid.*, pp. 290-291.

(13) 的場・前掲注(10)、特に pp. 79-80。

(14) André Lucas, « Chroniques Droit d'auteur et droits voisins », *Propriétés*

及権の帰属の問題が「相続の問題」でないのであれば、EU 構成国法に任せることなく、端的に追及権規則の中に規定を置けばよかつたはずである。

第二に、フランス破産院の先例においては、著作権は「相続」のルールに従って相続人に移転するとの解釈が確立している。であれば、追及権も著作権の一種のものとして、「相続」のルールに従って相続人に移転すると考えるべきであろう。

さらに特に重要な根拠として、第三に、追及権は、美術の著作物がどの地で販売されるかが決まってから成立するものではなく、美術の著作物が創作されるや否や、当該著作者の財産の一部として存在するものである。したがって、相続が開始される時点で、追及権は著作者の他の財産と同じように相続財産の中に加わっているのである、とも主張された¹⁵⁾。

これに対し、パリ大審裁判所は、次のように述べて、著作者死後の追及権の帰属が相続の問題であることを認めている。

財産権としての追及権は、相続が開始されるときには存在している¹⁶⁾。したがって、著作者死後の追及権の帰属に適用されるのは、作品の再販売がなされる国とは無関係に相続開始の日に適用される相続の法なのである、と。

4. 相続の問題の準拠法

フランスは後述するハーグ相続準拠法条約の締約国にはなっておらず、また、相続準拠法等に関する EU 規則もまだ発効する前であったため、フランス国際私法のルールとして、パリ大審裁判所は、相続財産が動産か不動産かによって異なる連結を行う相続分割主義のルールを適用する。すなわち、フランス国際私法は、相続分割主義の下で、相続財産が動産であるときには被相続人の最後の住所地の法を適用し、相続財産が不動産であるときには、当該財産の所在地法を準拠法としてきた。

intellectuelles, juillet 2012, N° 44, pp. 389 et s., esp., p. 404.

(15) *Ibid.*

(16) *Supra* note 9, p. 9.

では、追及権は、「不動産」の一種と解されるべきか、それとも「動産」の一種と解されるべきか。

この点については、フランス裁判例には既に、相続財産としての著作権を「動産」と解し、その移転に被相続人の最後の住所地法を適用したと考えられるケースが存在した⁽¹⁷⁾。パリ大審裁判所も、財産権としての著作権一般の相続の場合と同様に、「追及権」を「動産」の一種と解し、被相続人の最後の住所地法が適用されると判断した。ダリ事件においては、被相続人であるダリの最後の住所地はスペインである。したがって、フランス国際私法が準拠法として指定するのは、ひとまずスペイン法であるということになる。

5. 反致の成否について

ただし、フランスの裁判例は相続の準拠法の決定に際して反致を認めてきている⁽¹⁸⁾。本件で、パリ大審裁判所も、準拠法として指定されたスペイン法上の抵触規則の内容を確認している。

当時のスペイン国際私法は、フランス国際私法とは異なって相続準拠法について統一主義を採用しており⁽¹⁹⁾、動産相続についても不動産相続についても被相続人の本国法（la loi nationale du défunt）が準拠法になるとしていた⁽²⁰⁾。そして、本件において、被相続人であるダリの本国法はスペイン法であると考えられる。したがって、スペイン国際私法の下においても、本件における事実関係につき準拠法として指定されるのはスペイン法ということになる。

(17) CA Paris, 1^{re} ch., 28 avr. 1998; RIDA oct. 1998, p.263.

(18) Dominique Bureau et Horatia Muir Watt, *Droit international privé*, Tome I, Partie générale, 3^e édition mise à jour, PUF, 2014, pp. 577 et s. 特に、「動産」の相続の準拠法決定に際しては反致が認められていると指摘するのは、Pierre Mayer et Vincent Heuzé, *Droit international privé*, 11^e édition, 2014, p. 596（ただし、相続の統一性を害さない場合に限られるかどうかについては議論がある）。

(19) See, Lagarde, in Bergquist et al., *EU Regulation on Succession and Wills: Commentary* (Ottoschmidt, 2015), Introduction, para 15.

(20) パリ大審裁判所判決、前掲注(9)、p. 9.

6. 公序判断

スペイン法は、フランス法とは異なり、著作者死後の追及権の承継者に特に制限を加えておらず、追及権も一般の相続のルールに従うものとする。ダリは、スペイン国家を包括受遺者と定めていたのであるから、スペイン法を適用すると、(ダリ財団を通じて)スペイン国家が、フランスでのダリ著作物の売買に際して徴収される追及権分の金銭の受益者になるという結論が導かれる⁽²¹⁾

しかしながら、フランスでの著作物売買について他のEU構成国の包括的受遺者が追及権の受益者になると認めることは、フランスの公序 (l'ordre public français) に反するのではないか。

パリ大審裁判所は、このように、最後に(国際)公序違反性を検討するが、結論として、公序に反するとはいえないと判断する。なぜならば、もともと追及権の遺贈はフランスの1920年法では認められており、1957年法で禁止されたにすぎない以上、社会組織の維持 (la sauvegarde de l'organisation sociale) のためにも経済組織の維持 (la sauvegarde de l'organisation économique) のためにも、追及権の遺贈を制限しないことがフランスにとって根本的に受入れ難いことであるとはいえない、というのが判決の中で挙げられた理由である。

この判断の背景を考えてみるに、第一に、そもそもフランス知的財産法典L 123-7条の定めについては、フランス国内においても前述⁽²²⁾のように憲法適合性について議論がある等、フランス社会において必ずしも不可欠なルールであるとは解されていない⁽²³⁾という事実を挙げられよう。第二に、本件で相続準拠法とされたスペイン法は、被相続人の最後の住所地の法であったの

(21) *Ibid.*

(22) 本稿IV。

(23) フランス知的財産法典L 123-7条については、「評判が悪い (très largement décrié)」と指摘される。V., L. Marino, « le cercle étroit des bénéficiaires du droit de suite post mortem », *Gazette du Palais*, 18 févr. 2010, p. 25.

みならず、被相続人が国籍を有する国の法でもあった。

フランス法の適用を潜脱するためにダリが住所を移動させたというような事柄が存在すれば別かもしれないが、そうした事実が認定されていない本件において、公序に反するとはいえないとしたパリ大審裁判所の判断は支持されよう。

7. 結論

ダリの死後の追及権を取得する者は、結論として、スペイン法に基づいて、ダリの著作物に関する包括受遺者であるスペイン国家であるとされた。

本件のパリ大審裁判所の解釈によると、フランス知的財産法 L 123-7 条の適用があるのは、著作権者の相続の問題の準拠法がフランス法とされる場合に限られることになる⁽²⁴⁾。

なお、フランスでのオークション等を通じた美術作品の売買に際しての追及権の「内容」は、常に、あくまでフランス法によると考えられる。したがって、追及権に関する事項でフランス法の規律によらないのは、著作権者の相続の問題の準拠法が外国法であるときの追及権の移転ないし「帰属」に関する部分に限られるものと解される。

VI 「死亡による財産の相続の準拠法に関するハーグ条約」⁽²⁵⁾による場合

1. ハーグ相続準拠法条約

前述のパリ大審裁判所判決⁽²⁶⁾では、フランスはハーグ相続準拠法条約の締

⁽²⁴⁾ Lucas, *supra* note 14, esp., p. 404.

⁽²⁵⁾ Convention on the Law Applicable to Succession to the Estates of Deceased Persons (Concluded 1 August 1989) (未発効)。以下では、特に断らない限り、「ハーグ相続準拠法条約」と呼ぶ。この条約の仮訳と条約内容の解説については、原優「『死亡による財産の相続の準拠法に関する条約』の成立」国際商事法務 17 卷 1 号 40 頁 (1989 年) を参照。

⁽²⁶⁾ 前掲注(9)。

約国ではないとして、同条約の規定には何も触れられていない。しかし、ここでは、後のEU相続規則との比較という観点から、あえて、ハーグ相続準拠法条約の下での追及権の相続の問題についても考えてみたい。

(1) 原則的規律

ハーグ国際私法会議は、1988年にハーグ相続準拠法条約を採択している。同条約は、後のEU相続規則とは異なり、相続準拠法の問題のみを対象としており、国際裁判管轄等の問題は扱っていない。

まず、同条約3条は、客観的連結素を通じて準拠法を定める客観的連結の方法に関する規定である。そこでの連結方法は、「常居所地法主義と本国法主義との間の妥協」⁽²⁷⁾を図る見地から、被相続人の「国籍」と「死亡時の常居所」と当該常居所での「居住年数」との組合せを基礎として3つの類型に分け、類型ごとにそれぞれ異なる連結素（1つ又は2つの組合せ）を通じて準拠法を選ぶことになっている。

さらに5条1項は、被相続人による準拠法の選択が一定範囲で可能であるとし、制限的ではあるが当事者自治を認めている。

そして、同条約7条1項は、相続の準拠法の規律対象についての規定である。対象財産は、「財産の所在場所を問わず、相続財産の全部」であるとされ、さらに、7条2項a号で「相続人及び受遺者の決定、これらの者の取得分の決定、……」⁽²⁸⁾も規律対象になるとされる。しかし、大陸法系と英米法系との妥協を図るため、これらの義務的規律対象以外の事項については、任意的な規律対象として法廷地の判断に委ねられている（7条3項）⁽²⁹⁾。

(2) 例外的規律

同条約3条、5条1項によって選定された相続準拠法の適用に対する例外

(27) 原優・前掲注(25)、43頁。

(28) 原優・前掲注(25)、特に49頁（「仮訳」）。

(29) 原優・前掲注(25)、特に44頁。

として、ダリ事件との関係では、特に15条と18条とが注目される。同条約の「一般規定」に関する第4章中の15条は、「この条約による準拠法は、経済的、家族的又は社会的考慮のために、一定の不動産、企業その他の特定の種類の財産については、それらが所在する国の法律によるべきものとしている特別の相続制度に影響を及ぼすものではない。」⁽³⁰⁾として、例外を定める。つまり、相続準拠法より優先して所在地法の適用を確保すべき「特定の種類の財産」があることを認めているのである。

15条において相続準拠法より優先適用される財産所在地法の性質については、ハーグ国際私法会議での審議において、絶対的強行法規の性質を持つものに限られるのかどうか等について議論が交わされたという⁽³¹⁾。しかし、意図的にむしろ曖昧にしておく方が良いという意見が最終的に多数の賛同を得たという経緯がある。

また、同条約15条との関係が問われるところではある⁽³²⁾が、ハーグ相続準拠法条約を通じて準拠法として選ばれた法が明らかに公の秩序に反する場合には適用を排除することができるという公序則が同条約18条に置かれている。

2. 著作者死後の追及権の帰属の問題に適用される法

本稿で取り上げているダリ事件の事実関係の下では、ハーグ相続準拠法条約を適用したとしても、同条約3条により、やはりスペイン法が追及権の帰属の問題の準拠法となるであろうと Marino 教授は指摘する⁽³³⁾。

もしフランス知的財産法典 L 123-7 条の定めが、ハーグ準拠法条約15条の規定における「特定の種類の財産」に関する所在地法上の「特別の相続制

(30) 原優・前掲注(25)、特に49頁（「仮訳」）。

(31) Donovan W. M. Waters, *Explanatory Report on Convention on the Law applicable to Succession to the Estates of Deceased Persons*, esp., para. 113.

(32) Eugene F. Scoles, "The Hague Convention on Succession," 42 *Am. J. Comp. L.* 85, esp. p. 111 (1994).

(33) Marino, *supra* note 23, p. 23.

度」の規定であると解されれば、スペイン法が相続準拠法になる場合であっても、追及権に関しては「所在地法」であるフランス法の適用があるという結論を導き得る。しかし、同条約15条も18条も厳格に解釈されるべきであるとすれば、フランス法の優先を認めるためにはフランス知的財産法典L123-7条の定めがそれだけの強行的性格を有していると認められる必要があると考えることになる。

Ⅶ 「EU 相続規則」による場合

1. 相続の問題の準拠法の規律

EU 構成国⁽³⁴⁾においては、2015年8月17日以降に死去した人の相続の準拠法決定に際してはEU 相続規則の規定が適用される。EU 相続規則の特徴は、1つの規則の中に、相続準拠法を定める規定（抵触規則）のみならず国際裁判管轄に関する規定等も置いていることであるが、ここでは抵触規則の内容に焦点を当てて概略を述べておきたい。

(1) 原則的規律

相続の準拠法を決定するための抵触規則については、従来、4つの点で各国の抵触規則の多様性が指摘されてきた。すなわち、①統一主義の立場か分割主義の立場か⁽³⁵⁾、②連結素（連結点）として、住所（居所）地を基準とするか国籍を基準とするか、③当事者自治を認めるか、④相続財産管理に關す

(34) ただし、デンマークなど、一部のEU 構成国は除く。

(35) 前述のように、フランスの国際私法は分割主義、スペインの国際私法は統一主義の立場を取っていた。

る事項を「相続」の問題に含めるか否か³⁶⁾、の違いである³⁷⁾。

EU 相続規則の抵触規則は、第一に、動産相続と不動産相続とを分けずに統一主義の立場から原則的に単一の法で全てを規律³⁸⁾しようとしており、第二に、連結素（連結点）として「常居所（habitual residence）」を採用（21条1項）し、原則として、被相続人の最後の常居所地法が相続の問題を規律するものとする。さらに、第三に、制限的³⁹⁾当事者自治を採用（22条）し、第四に、相続財産の管理・分配（the administration and distribution of the estate）を含む広範な事項を「相続」の問題として、それら全てが相続準拠法によって規律されるとする⁴⁰⁾。

(2) 例外的規律

EU 相続規則 30 条は、ハーグ相続準拠法条約 15 条に倣って置かれた規定であり、相続の問題を単一の法によって規律するという原則の例外をなす。特定の相続財産の所在地法がその財産についての相続につき「特別の定め」を強行的に行うこととしている場合、EU 相続規則は、その所在地法上の「特別の定め」が優先的に適用されることを認めている。ただし、この規定はあくまで例外的規律であり、厳格な解釈が要請されている⁴¹⁾。

(36) コモン・ロー系の国々では、相続財産はひとまず人格代表者に移転し、相続財産から債務や税金が清算された後、残余が相続人の手にわたるという手続がとられる。この一連の手続のうち的人格代表者への移転・清算は、コモン・ロー系の国々の国際私法では「相続」の問題とは性質づけられないと紹介されてきた。Lagarde, *supra* note 19, p. 28.

(37) Lagarde, *supra* note 19, pp. 26-27.

(38) ハーグ相続準拠法条約よりも、さらにこの単一の準拠法による規律（the principle of the unity of the law applicable to succession）を重視していると指摘される。See, Lagarde, *supra* note 19, p. 29.

(39) 相続準拠法として選択可能なのは、基本的に、その人が選択時もしくは死亡時に有している国籍を付与している国の法のみである。複数国籍を有する者の場合、それらの複数国籍を付与している国の法のうちのどれでも選択することができる（22条1項）。

(40) Lagarde, *supra* note 19, p. 29.

(41) *Ibid.*, pp. 165-166; Andrea Bonomi et Patrick Wautelet, *Le droit européen des*

前述のように、ハーグ相続準拠法条約15条では、相続準拠法より優先されるべき財産所在地法の性質が如何なるものであるかについては意図的に曖昧なままにされた⁽⁴²⁾。しかし、EU相続規則30条においては、所在地法の優先適用を認める要件として、「(当該財産の)所在地国法の下で、それら特別の法が、相続準拠法が如何なる法であろうとも適用され得ると規定されるかぎりにおいて」⁽⁴³⁾という限定が付されている。このことから、ここでの「特別の定め」は、EUのローマI規則9条1項におけると同様の意味で「絶対的強行法規 (overriding mandatory provisions)」のみを指すものと理解されている⁽⁴⁴⁾。

さらに、EU相続法規則35条には、公序則の規定が置かれている。しかし、法廷地の公序と「明らかに矛盾する場合」に限って、当該規則を通じて選ばれた準拠法の適用を拒絶することができるものとしている。

2. ダリ事件の事実関係の下でのシミュレーション

ダリ事件において、被相続人であるダリの最後の常居所地はスペインであると考えられる(21条1項)。ダリの死亡時にスペインよりも明らかに密接な関係を有する国(21条2項)があったと認められなければ、原則として、相続の準拠法はスペイン法となる。ダリがスペイン国籍のみを有していたのであれば、準拠法の選択(22条)を行ったとしても、選択し得るのはスペイン法ということになる。

さらに、フランス知的財産法典L123-7条の定めがEU相続規則30条でいうところの「特別の定め」に当たるかどうかの問題となり得る。

しかし、EU相続規則30条でいうところの「特別の定め」は、所在地の絶対的強行法といえるような場合に限られると解されるため、フランス知的

successions, 2^e édition, Bruylant, 2016, p. 512.

(42) 本稿Ⅵの1参照。

(43) EU相続規則30条。

(44) Lagarde, *supra* note 19, esp., p. 166.

財産法典L 123-7条が絶対的強行法といえるか否かが問われることになる。

Ⅷ 日本法への示唆

本稿で取り上げたダリ事件はフランス国際私法学界で大いに注目され⁴⁵⁾、多くの国際私法関連の問題が検討されているが、筆者にとっても、特に2つの点（問題の切り口）で興味をひかれた。第一には、ベルヌ条約が著作権死後の追及権の帰属についての抵触規則を含むかどうかという問題と、他の「著作権者の権利」、すなわち、「著作者人格権」及び「財産権としての著作権一般」についての著作権死後の権利の帰属のベルヌ条約上またはフランス国際私法上の規律の問題との関係についてである（日本もベルヌ条約の締約国であり、著作権侵害に対する救済の問題の準拠法を決定するための抵触規則をベルヌ条約が定めているか否か等の解釈については日本でも議論がある）。

第二に、権利の「行使」と「帰属」とで異なる性質決定がなされることについてである。すなわち、追及権の「行使」の問題と追及権の「帰属」の問題との区別という観点については、例えば、Tristan Azzi教授は、追及権の「行使」の問題が著作権者の権利に適用される法によって規律されることには何の疑いもない、とした上で、しかしながら、著作権死後の追及権の帰属の問題はこれとは異なる問題であって、両者を同じ単位法律関係に属すると考える必要性は必ずしもないのであると明確に両者を区別する。そして、両者を区別することによって、追及権に関する現行の制度（条約・規則・各国法）に頻繁に見られる相互主義という条件についても、説明が容易になると考えているようである。

⁴⁵⁾ Azzi, *supra* note 11, esp., p. 288 は、ダリ事件に関する論文の冒頭で、なぜ著作権者死後の追及権の帰属という極めて専門特化した（一見、取るに足らない）問題にこれほどの注目が集まるのだろうかと問いかけた上で、その答えは簡単である、この問題が極めて多くの国際私法関連のメカニズム（法性決定、反致、絶対的強行法（*loi de police*）、公序則、外人法…）を動員するからである、と説明する。

相続準拠法と相続財産を構成する個々の財産の個別財産準拠法との関係については多様な議論があるが、財産の「行使」と「帰属」という分類によって議論をある程度整理しうるのかどうかは今後さらに吟味されてもよい問題であるように思われる。

Ⅷ 結語

本稿では、著作者死後の追及権の移転ないし帰属が争われたグリ事件に関するパリ大審裁判所判決及び「追及権指令」に関する EU 司法裁判所先決判断の分析を通じて、著作者の権利の一種である追及権に関するフランス知的財産法典 L 123-7 条の適用との関係で、国際相続における権利の移転・帰属の問題について考察を行ってきた。

フランス知的財産法典 L 123-7 条について明らかになったのは、第一に、同条は追及権指令と矛盾してはいない、ということであり、第二に、遺留分制度の存在が「法の下での平等」に違反していないといえるのと同様の理由で、憲法院によって、フランス知的財産法典 L 123-7 条の違憲性は否定されたということであり、第三に、しかしながら、同条がフランスの「国際公序」の内容を構成すること（相続の問題について、同条と矛盾する帰結をもたらす準拠外国法の適用を排除すること）は、パリ大審裁判所によって否定されたということである。その結果、パリ大審裁判所は、フランス知的財産法典 L123-7 条の存在にかかわらず、フランス国際私法の解釈として、著作者死後の追及権の帰属の問題に相続準拠法が適用されることを明らかにした。

本稿での検討は、「追及権」という少々特殊な権利を中心に行われたが、権利の存否・内容について比較法的に見たときに法域ごとに多様性があるだけに、かえって、国際相続という状況における権利の移転・（承継）帰属について、国際私法上の問題が顕著に現れる場合であったといえよう。本稿での考察をさらに深めつつ、「著作者の権利」のうちの「著作者人格権」や「（財

産権としての) 著作権一般」についての著作者死後（国際的相続の場面で）の規律の問題の検討は、今後の課題としたい。